

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)

令和 4・5 年度における建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日
うきは市長 様

01 本店郵便番号 -
フリガナ

02 本店住所
フリガナ

03 本店商号又は名称

04 本店代表者氏名 (役職) (氏名) 実

05 本店電話番号 06 本店FAX番号

07 営業年数 年
08 常勤職員の人数 人
09 適格組合証明 平成令和 年 月 日 第 号
10 本店法人マイナンバー

11 競争参加資格希望業種 12 経営審査基準日 平成令和 年 月 日

希望順位	建設工事の種類※	許可区分番号	許可年月日	経審総合 評定値(P)	完成工事高	一級 技術者	二級 技術者	その他 技術者
第1希望		大・知 許可 (特・般) — 号	平成 年 月 日 令和		千円	人	人	人
第2希望		大・知 許可 (特・般) — 号	平成 年 月 日 令和		千円	人	人	人

※建設工事の種類一覧

土木一式工事	左官工事	石工事	管工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	塗装工事	機械器具設置工事	造園工事	水道施設工事
建築一式工事	とび・土工・コンク	屋根工事	タイル・れんが・	鉄筋工事	板金工事	防水工事	熱絶縁工事	さく井工事	消防施設工事
大工工事	リート工事	電気工事	ブロック工事	ほ装工事	ガラス工事	内装仕上工事	電気通信工事	建具工事	清掃施設工事
解体工事									

技術者経歴書

No. _____

(登録業種区分)

氏名	生年月日	最終学歴		法令による免許等			実務経験年数	営業所専任技術者
		学校名	専攻学科	名称	取得年月日	登録番号		
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	

(記載要領)

1. 本表は、業種または職種別に作成すること。
2. 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
3. 複数の資格を有する場合は、それぞれの行に記入すること。
4. 営業所専任技術者は欄に○印を付けること。

技術者経歴書

No. _____

(登録業種区分)

土木

氏名	生年月日	最終学歴		法令による免許等			実務経験年数	営業所専任技術者
		学校名	専攻学科	名称	取得年月日	登録番号		
うきは 一郎	S30年 2月 25日	〇〇高校	土木科	1級土木施工管理技士	H2年 2月 1日	□□□×××	25年	○
	年 月 日			監理技術者(土木)	H4年 6月 15日	□□□×××	年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	
	年 月 日				年 月 日		年	

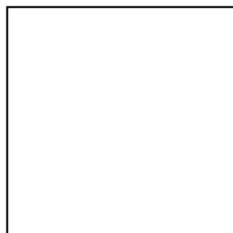
(記載要領)

1. 本表は、業種または職種別に作成すること。
2. 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
3. 複数の資格を有する場合は、それぞれの行に記入すること。
4. 営業所専任技術者は欄に○印を付けること。

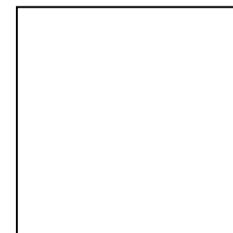
うきは市長様

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

委任状

令和 年 月 日

うきは市長様

(委任者) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、うきは市との下記事項に関する権限を委任します。

1. 代理人

(受任者) 所在地

商号又は名称

(支店又は営業所等)

役職氏名

印

2. 委任事項

- 見積並びに入札の件
- 契約締結並びに履行の件
- 保証金納付並びに還付請求及び領収の件
- 代金の請求並びに領収の件
- その他契約に関する一切の件
- 上記権限の範囲内において復代理人選任の件

3. 委任期間

令和 年 月 日 から令和 年 月 日まで

誓約書

令和 年 月 日

うきは市長 様

住所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、うきは市がうきは市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について誓約いたします。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第47条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 うきは市建設工事に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、うきは市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、次頁をご確認ください。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第47条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、請負者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により請負者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第47条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（発注者の解除権）

第47条 （略）

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、請負者に対して、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 請負者は、うきは市指名停止等措置要綱（平成17年3月20日告示第74号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 請負者が第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人とした場合は、発注者は請負者に対して、当該下請契約の解除（請負者が当該下請契約の当事者でない場合は、請負者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が請負者に対して解除等を求めたことにより生じる損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

